

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 公的研究費取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）における教職員の公的研究費に関わる手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。
- 2 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定めた公的研究費に関する法令その他のルールがある場合には、それらの定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。
- 2 この規程において「研究担当者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。
- 3 この規程において「経理規程」とは学校法人北杜学園経理規程を、「旅費規程」とは仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 旅費規程及び仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 海外旅費規程をいう。

(法令等の遵守)

- 第3条 研究担当者及び本学において公的研究費に関わるものは、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び関係する法令等並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

- 第4条 本学に、本学全体を統括し公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終的な責任と権限を有する。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費等の不正防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会に諮り、審議を経るとともに、その実施状況や効果等について理事会に報告し、意見を徴する。
- 5 最高管理責任者は、自ら不正防止に向けた各種の啓発活動を定期的に行い、本学全ての構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

- 第5条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、本学

全体を統括する実質的な責任と権限を有する。また、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策の最上位のものとして、研究費不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認して、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 3 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な実施計画を策定し、実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、各部署における公的研究費に関する実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者を置き、仙台青葉学院大学の学部長、仙台青葉学院短期大学の学科長（学長又は統括管理責任者である副学長がこれらの職を兼ねる場合は、当該学部又は学科の専任教員の中から学長が指名する者）及び事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、基本方針に基づき、具体的な施策の実施、不正防止のためのコンプライアンス教育とその受講状況の管理監督、定期的な啓発活動、モニタリング及び改善指導を行い、統括管理責任者に報告しなければならない。

(監事の役割)

第7条 学長は、公的研究費の適正な運営・管理を図るため、監事を委嘱する。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、本学全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。
- 3 監事は、特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(研究費不正防止委員会)

第8条 最高管理責任者は、研究費不正防止計画の推進部署として研究費不正防止委員会を設置し、本学における研究費不正防止に努める。

- 2 研究費不正防止委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(公的研究費の運営・管理事務の委任)

第9条 研究担当者は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その運営・管理に関する事務を事務局長に委任したものとみなす。

(経理事務の準拠)

第10条 公的研究費に係る経理に関する取扱いは、経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(直接経費の預託)

第11条 直接経費は、本学指定口座において経理担当者が管理するものとし、預託により生じた利子は、本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の譲渡)

第12条 研究担当者は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を学長に委任するものとする。

(補助金の返還)

第13条 研究担当者が他の研究機関の所属となる場合は、当該公的研究費に関する規程等に従うものとする。

(設備等の寄附)

第14条 公的研究費により取得した設備、備品及び図書（以下「設備等」という。）の寄附受入に関する事務手続きは、経理規程及び関係規程に基づき、事務局が行うものとする。

2 研究担当者は、設備等を取得後、直ちに寄附手続きを行わなければならない。

(設備等の返還)

第15条 研究担当者が他の研究機関の所属となる場合は、研究担当者の求めに応じて、本学に寄附された設備等を返還するものとする。

(相談窓口)

第16条 学内外からの、公的研究費の運営・管理に関する相談窓口を、事務局に置くものとする。

2 研究担当者より、公的研究費の運営・管理に関する相談を受けた場合は、事務局は関係部署と協議の上、速やかに対処しなければならない。

(不正防止計画)

第17条 統括管理責任者は、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する。

2 公的研究費の不正防止計画については、別に定める。

(監査体制)

第18条 公的研究費の適正使用を監査するため、最高管理責任者は内部監査を行う。

2 最高管理責任者は、前項の監査を学校法人北杜学園の内部監査室と連携して行う。

3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、公的研究費に係る発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状態について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。

4 最高管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに、効果的かつ具体的な措置を講じるものとする。

(定めのない事項の取扱等)

第19条 この規程に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴いて最高管理責任者が決定する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。